

厚生労働科学研究費補助金配分機能の移管のあり方について

1. 経緯

1) 平成 15 年 4 月、総合科学技術会議において「競争的研究資金制度改革について（意見）」がまとめられた。

この意見書の中で、「独立した配分機関（Funding Agency）体制の構築」の項目において、

●厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。と記載された。

2) これを受け、厚生労働省は、同年（平成 15 年）10 月の厚生科学審議会科学技術部会において、厚生労働科学研究費補助金の執行体制については、

●厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

との方向性を示し、平成 18 年度から、試行的に施設等機関への配分機能移管を開始した。

2. 現在の配分能移管試行の状況

試行機関名	研究事業名（平成 18 年度～）	研究事業名（平成 19 年度～）
国立がんセンター	第 3 次対がん戦略総合研究	がん臨床研究
国立精神・神経センター	こころの健康科学研究	
国立保健医療科学院	地域健康危機管理研究	健康危機管理・テロリズム対策システム研究
国立医薬品食品衛生研究所		化学物質リスク研究

3. 厚生労働科学研究費補助金配分機能の施設等機関への移管に関する指摘

1) 平成 18 年 8 月、総合科学技術会議第 4 回競争的研究資金 PD（Program Director）会議において、厚生労働省における配分機能移管について、

●利益相反の疑いを招かない仕組みが必要。

●米国 NIH は、所内研究費と所外研究費とを峻別しており、厚生労働省においても、同様の対応が必要ではないか。
との指摘を受けた。

2) 平成 18 年 9 月、総合科学技術会議による平成 19 年度概算要求科学技術関係施策ヒアリングにおいて、

- 単一の配分機関設置を最終形態とすべきではないか。
- 既存の研究機関を配分機関として使用する場合の体制について、検討が必要。

との指摘がなされた。

さらに、このヒアリング後、総合科学技術会議より示された「平成 19 年度概算要求科学技術関係施策のうち厚生労働科学研究費補助金に該当する施策について共通事項」の中で、

- 規模を考えると、その実態及び再構築の検討方向を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討を進められたい。

と記載された。

3) 平成 19 年 5 月、総合科学技術会議研究資金ワーキンググループ審議経過の報告として「競争的資金の拡充と制度改革の推進等について(案)」が公表された。

この報告書において、競争的資金制度については、

- 評価・配分機能を、本省から専任 PD・PO が十分に配置された独立配分機関に移行し、体制を強化・確立。
- 本省の競争的資金制度は、原則、概ね 3 年以内を目途に、独立配分機関に執行を移す。

と記載された。

4. 厚生労働科学研究費補助金配分機関のあり方の検討（案）

現在、厚生労働科学研究費補助金については、

- 1) 研究事業枠組みの整理・再構築
- 2) 公平かつ透明な研究課題の設定・評価・採択
- 3) 弾力的な研究費の執行・使用
- 4) 国際協力・協調の推進

といった課題について検討を進めているところである。今後、現在実施している配分機能移管試行について検証を行い、配分機関のあり方等について検討を進める必要がある。

(別添資料)

別添資料 1－1	科学技術部会第17回（平成15年10月2日）	配付資料 1－2
別添資料 1－2	科学技術部会第26回（平成17年7月13日）	配付資料 4
別添資料 1－3	科学技術部会第27回（平成17年10月12日）	配付資料 2
別添資料 1－4	科学技術部会第34回（平成18年10月12日）	配付資料 6

別添資料 2．競争的資金制度一覧（平成 19 年 4 月版）

別添資料 3－1（独）日本学術振興会の概要

別添資料 3－2（独）科学技術振興機構の概要

別添資料 3－3（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構の概要

厚生労働科学研究費補助金の執行体制について

1 総合科学技術会議の「競争的研究資金制度改革について（意見）」 (平成 15 年 4 月 21 日)

5. 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

《具体的方策》

- 競争的研究資金の配分に当たっては、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴をもって、戦略的・機動的に業務を遂行すべきである。総合科学技術会議は、競争的研究資金制度間の連携を図り、政府全体として効果的・効率的な運営体制の構築を図る。
- 新制度の相次ぐ創設により、各省の下で、3～4 以上の制度に細切れとなってきたのが現状であり、各制度の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその整理・統合を図る。
- 特に、我が国の競争的研究資金全体の概ね 5 割の資金規模となっている科学研究費補助金、約 1 割を占める厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。

2 厚生労働科学研究費補助金の現状

(1) 平成 15 年度研究事業の執行体制

4 分野 28 事業を本省内部部局の 12 関係部局が所管し研究事業を推進中。

平成 16 年度概算要求においては、4 分野 18 事業に再編。

(2) 予算額推移

平成 13 年度	329 億円
平成 14 年度	407 億円
平成 15 年度	417 億円
平成 16 年度	657 億円 (概算要求額)

3 検討の方向性 (案)

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

5. 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

《現状》

- 現在、競争的研究資金として位置付けられているものは26 制度である(7 省庁、配分機関としては本省6、法人7)。
また、その対象も研究者個人、機関(大学、公的研究機関、民間企業等)とそれぞれの制度で異なる(これは、例えば科学研究費補助金が従来(～平成13年8月)、一部国立試験研究機関等を含むものの、ほぼ大学、高等専門学校を対象としていたことや、平成8年度以降、特殊法人による公募型の研究開発等は民間企業、国立試験研究機関を主たる対象としていた等の経緯による)。
- 配分事務を本省で実施している制度は、それが制度の拡充、弾力的な運用体制の構築の制約となっている場合がある。
- 他方、特殊法人が配分事務を行っている制度については、特殊法人改革の一環として予算拡大に制約が課された場合、競争的研究資金の拡充の制約となる。
- 諸外国においては、競争的研究資金の大部分は、複数(多くて数機関)の政府機関又は外郭団体が独立した配分機関として、それぞれの専門性と特徴を有しつつ、グラントを供与し、その多様性と効率性を両立している。

(注) ・米国をはじめとする先進諸外国においては、主要な研究費の配分は専門性と効率性の観点から、行政機関とは別の専門機関が実施している。(米国・・・NIH、NSF 等、英・・・Research Council 6機関、独・・・ドイツ研究協会(DFG)、伊・・・国家研究会議 等)

- ・ 配分機関(Funding Agency)は、①人事・予算執行面で行政から一定の独立性・自立性を確保し、②多人数の専任の研究マネージャー(プログラムオフィサー)を擁し、科学技術の側面から一貫したマネジメント体制を構築、③研究者が責任者としてマネジメントの統括責任を負う。

《具体的方策》

- 競争的研究資金の配分に当たっては、各配分機関がそれぞれ専門性と特徴

をもって、戦略的・機動的に業務を遂行すべきである。総合科学技術会議は、競争的研究資金制度間の連携を図り、政府全体として効果的・効率的な運営体制の構築を図る。

- 新制度の相次ぐ創設により、各省の下で、3～4 以上の制度に細切れとなってきたのが現状であり、各制度の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその整理・統合を図る。
- 特に、我が国の競争的研究資金全体の概ね5 割の資金規模となっている科学研究費補助金、約1 割を占める厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。
- 多くの配分機関が、今後、独立行政法人の形態をとることとなることを考えれば、競争的研究資金の拡充を図っていくためには、「独立行政法人」であるが故に、直ちに予算上の制約が課されることのないようにする必要がある。
- また、独立行政法人化される配分機関がその自主性、機動性を発揮していくためには、競争的研究資金は原則として交付金の形で予算措置を講じる必要がある。
- 配分業務を行う独立行政法人において、制度改革への取り組みが確実に実施されるよう、主務大臣は当該独立行政法人の中期目標に必要な事項を定める等の適切な措置を講ずる。

厚生労働科学研究費補助金の 配分機能の移管について

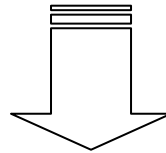
厚生労働科学研究費補助金業務の施設等機関への移管について

➤H15. 4 総合科学技術会議 「競争的研究資金制度改革について(意見)」

厚生労働科学研究費補助金については、その規模を考えると、その実態を勘案しつつ独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討する。

➤H15. 10 厚生科学審議会科学技術部会

厚生労働省の既存施設等機関の専門性に着目し、研究事業の内容に応じて、配分機関機能を付与する方向で検討する。

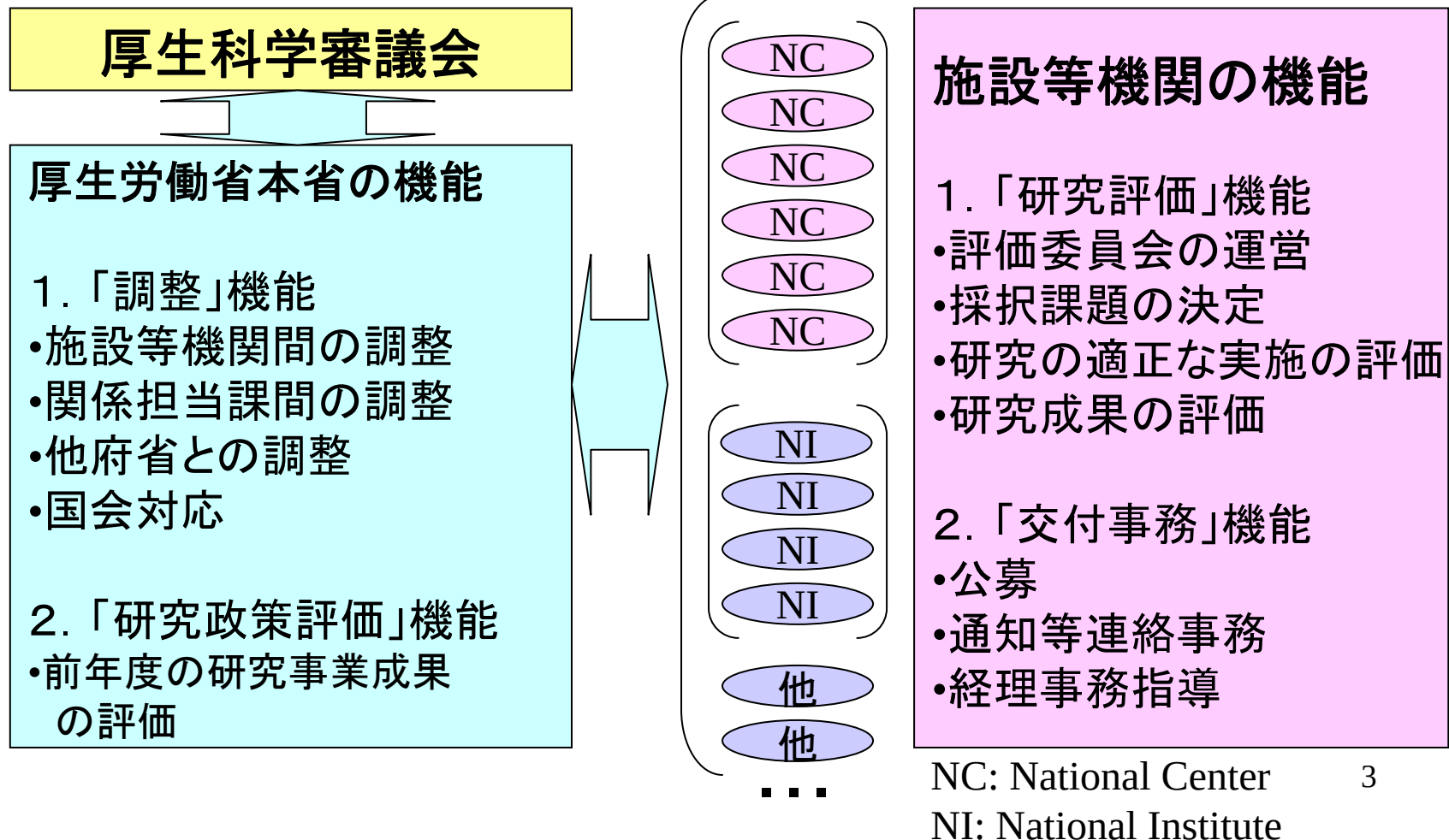


○平成18年度予算分から段階的(慣らし運轉的)に既存施設等機関へ業務移管することを検討中

厚生労働省本省と 施設等機関との役割分担(案) —基本的な考え方—

- 厚生労働省本省
 - 予算要求、国会对応、取扱規程及び細則策定等を行う(「調整・研究政策評価」業務)
- 施設等機関
 - 評価を行い各研究課題の採択及び配分を行う(「研究評価」業務)とともに、その適正な執行を支援・審査する(「交付事務」業務)

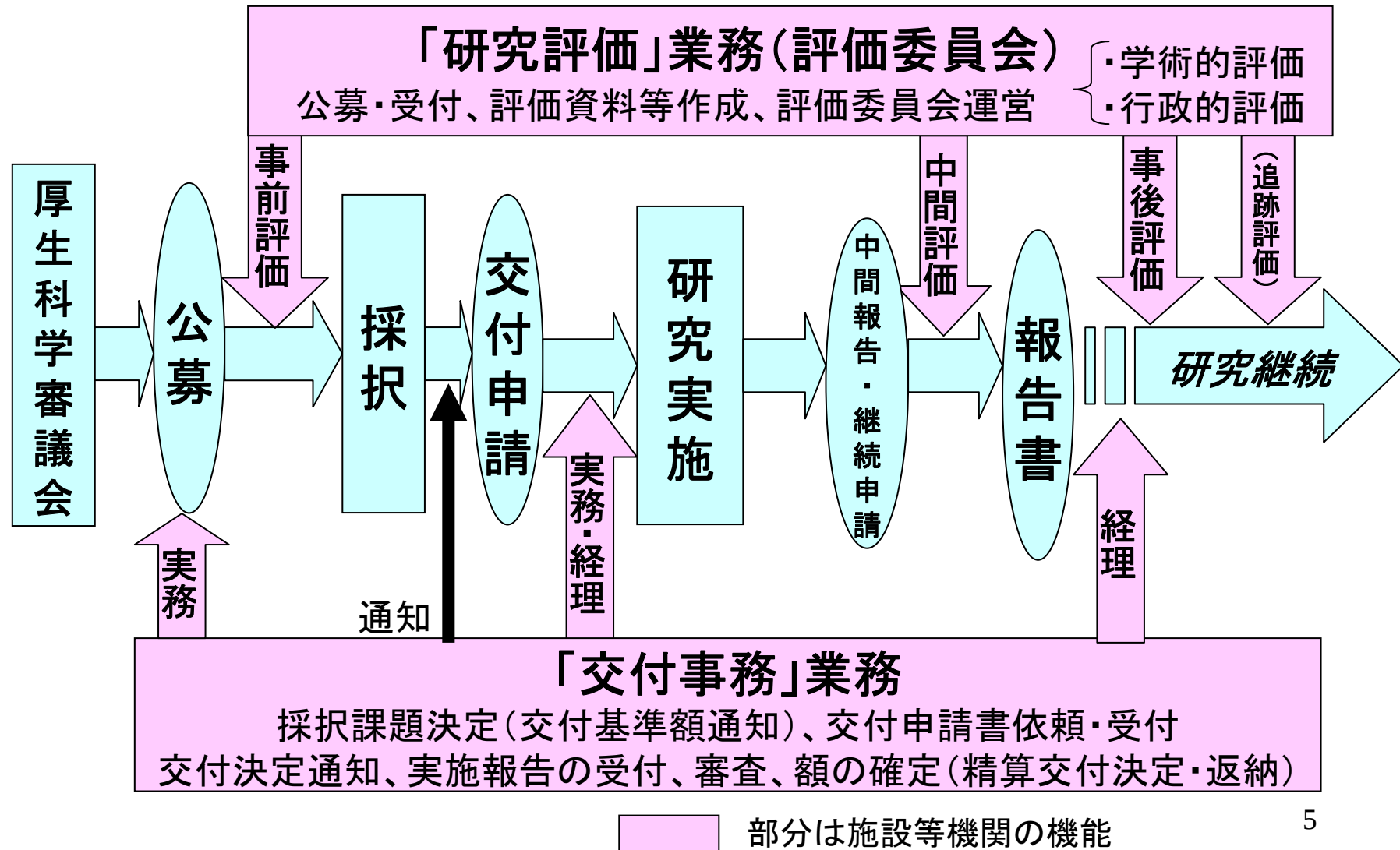
役割分担(案)



研究評価関連事業業務の変更(案)

厚生労働本省	施設等機関
(1) 前年度の研究事業成果の評価(科技部会) (2) 基本的考え方の策定(重点領域設定等) (3) 予算要求、国会・総合科学技術会議対応 (4) 政策的研究課題の提示 (5) 課題の了承(厚生科学審議会) (6) 評価指針の策定、手引きの作成	(2) 基本的考え方の提言 (4) 研究事業の課題案のとりまとめ
(7) 募集要項、申請様式の決定	(8) 公募、受付
(10) 行政評価委員の派遣 (11) 他府省との調整・重複課題のチェック	(9) 評価資料等作成 (10) 評価委員会運営 (11) 採択課題決定(交付基準額通知) (12) 交付申請書依頼・受付 (13) 交付決定通知
	(14) 実施報告の受付 (15) 審査 (16) 額の確定(精算交付決定・返納)

配分機関における業務(改定イメージ)



移管に関する基本的考え方

- 本省：政策に直結し緊急性の高い研究事業
 - － 特別研究、指定研究、プロジェクト研究
 - － 試行段階の戦略研究課題
- その他：基本的に移管を検討
 - － 研究機能を有する施設等機関
 - － 施設等機関の専門性に着目
- 注意
 - － 推進事業は移管しない
 - － 研究事業ブロックごとの移管（段階的移管は不可）

当面の方向性

- 研究事業のうち本省所管課及び施設等機関の調整が得られたものから、試行的に移管実施
- 具体的な検討(例)
 - 国立がんセンター
 - 国立保健医療科学院
- 情報交換・研修等は、検討中の施設等機関へも提供

公平性・中立性の確保

- 基本的考え方
 - 評価委員・委員長は、施設等機関職員も可
 - 同時に、公平性・中立性の確保が不可欠
- 施設等機関の事務委任をする際の前提条件
 - 評価者に利害関係のないことを署名で求める
 - 施設等機関の自らの評価には出席しない
 - 交付決定権者（機関長）自らの申請は不可
 - 議事内容の公表（個人情報保護等への配慮）
 - 評価結果の公表

平成18年度からの 厚生労働科学研究費補助金制度 の新たな取り組みについて(案)

1. 具体的見直し案
2. 戦略型とプロジェクト提案型
3. 配分機能の移管
4. 電子システムの試行
5. その他
6. 広報案

今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会」中間報告書

厚生労働科学研究の具体的見直し案

研究の枠組み

5つの研究類型に整理・創設
①一般公募型、②指定型、③戦略型
④プロジェクト提案型、⑤若手育成型

研究の 実施 体制

(1)研究費
執行体制
の改革

①“ファーストラック”の設定
一定要件を満たす課題への早期交付
②対策本部の設置
申請事務が集中する時期に対策本部を
設置し、事務処理対応を集約化
③取扱規定・取扱細則の改正作業前倒し

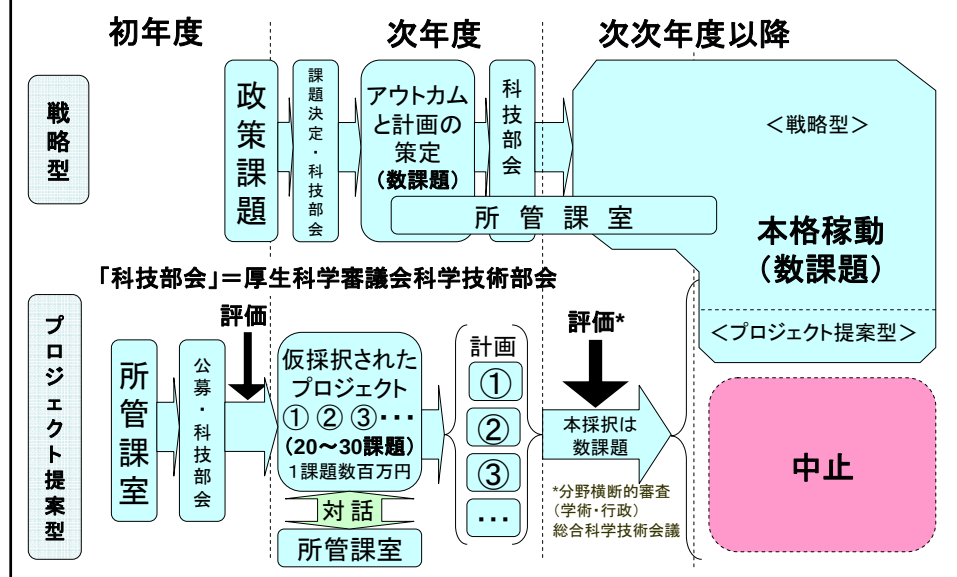
(2)研究体制
の強化

①多様な研究への参画スタイルの確保
②若手研究者育成の充実
③研究基盤を支援する専門家育成の支援

戦略研究課題の進捗

- 平成17年度実施分
 - 糖尿病対策研究
 - <http://www.pimrc.or.jp/diabetes/index.html>
 - シンポジウム開催(9月27日)
 - 自殺関連うつ対策研究
 - <http://www8.ocn.ne.jp/~seishin/>
 - シンポジウム開催(9月7日)
- 平成18年度開始
 - がん対策研究
 - エイズ対策研究

戦略型とプロジェクト提案型



厚生労働科学研究費の配分機能の移管

- 平成18年度から
 - 国立がんセンター
 - 第3次対がん総合戦略研究事業
 - 国立精神・神経センター
 - こころの健康科学研究事業
 - 国立保健医療科学院
 - 地域健康危機管理研究事業
- 3か年計画で移管

電子システムの試行

- 競争的研究資金制度改革について(意見)
 - 平成17年を目途に、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムの導入を図る
(平成15年4月21日:総合科学技術会議)
- 研究成果データベースの拡充
 - 平成11年度から実施
 - 平成16年度終了課題からWeb上での入力を開始
- 電子システムの試行
 - 申請書の不備のチェックシステム(交付の早期化に直結)
 - モデル的に試行する研究事業
 - 統計情報総合研究事業
 - こころの健康科学研究事業

その他

- 応募に関する諸条件等
 - 不正経理等に伴う補助対象者の見直し
 - 競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除
 - 個人情報の取り扱い
- 臨床研究に関する研究計画書
 - 疫学・生物統計学の専門家の関与
 - 臨床研究登録予定の有無